

IT導入補助金2022 の公募が始まりました！

IT導入補助金とは？

中小企業・自営業のみなさまが、ソフトウェアやサービスなどのITツールを導入する際、導入にかかる費用の一部を国が補助する制度です。ITツールだけでなく、導入設置・現地教育・運用支援も対象で、費用の1/2の補助を受けることができます。

※ 申請の対象となる中小企業とは、製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主です。

申請・導入の3ステップ

IT導入支援事業者※1に経営課題や課題解決のためのITツール※2を相談



導入したいITツールやIT導入支援事業者を決定し、IT導入支援事業者の支援のもとホームページから申請に必要な情報を提出



審査を経て採択されれば、ITツールを導入・活用（補助事業の実施）



※1:IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまにITツールを提供するために、事務局へ登録及び認定を受けたITベンダー・サービス事業者です。（弊社テイクソフトとなります）

※2:ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。多数のIT導入支援事業者によって、みなさまの様々な課題・ニーズに対応したITツールがIT導入補助金の対象として登録されています。

IT導入補助金について

● IT補助対象経費

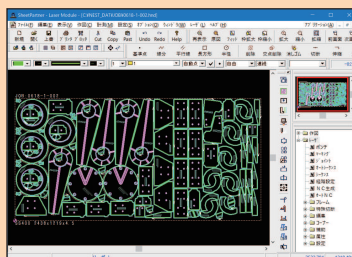
ソフトウェア費、導入関連費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。
ハードウェアは対象外です。

補助金の上限額・下限額・補助率

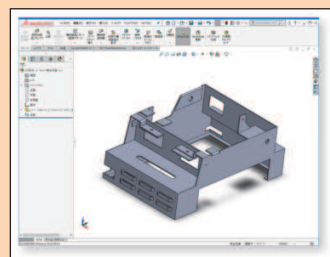
A類型	30万～150万円未満
補助率	1/2以内

● 対象ソフトウェア

2D CAD/CAM
SheetPartner

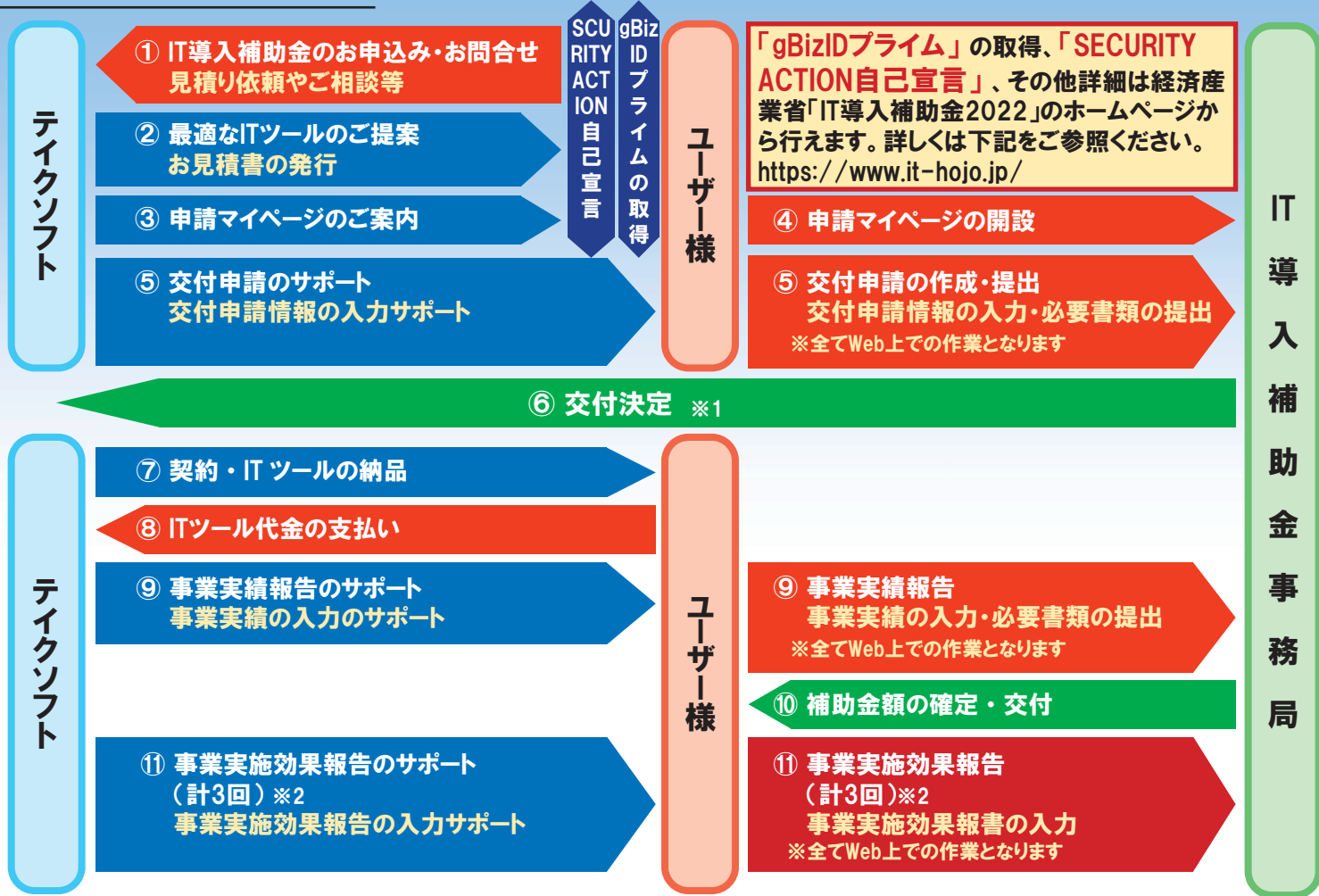


3D CAD
SheetPartner 3DSW



※その他の対象ソフトについては、弊社担当者までお問合せください。

◎ 補助金交付までの流れ



※1 交付決定前に契約・納品・導入・支払いを行うと、補助金交付を受けることができません。

※2 2024年から2026年に計3回、事業実施効果報告が必要です。(所要時間約30分程度)

◎ 申請に必要な書類等について


法人のお客様の場合

- ① 履歴事項全部証明書
・交付申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
- ② 法人税の納税証明書(その1またはその2)
・直近分のものに限り
・税務署の窓口にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません

個人事業主のお客様の場合

- ① 運転免許証または運転経歴証明書または住民票
・住民票は交付申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
・運転免許証は交付申請日が有効期限内であるものに限り
・免許証の裏面に変更履歴が記載されている場合は、裏面も提出してください
- ② 所得税の納税証明書(その1またはその2)
・直近分のものに限り
・税務署の窓口にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません
- ③ 所得税確定申告書B
・税務署が受領した直近分のものに限り
・税務署が受領したことがわかるものに限り

+



+

「gBizIDプライム」アカウント・「SECURITY ACTION自己宣言」を取得
※「申請マイページの開設」をする際に使用します

受付期間

7次締切: 10月31日(月) 17:00 まで 交付決定日: 12月 6日(火)(予定)

8次締切: 11月28日(月) 17:00 まで 交付決定日: 2023年1月18日(水)(予定)

最終締切: 12月22日(木) 17:00 まで 交付決定日: 2023年2月 7日(火)(予定)